

議案第 27 号

海老名市議会政務活動費の交付に関する条例及び海老名市固定資産評価
審査委員会条例の一部改正について

海老名市議会政務活動費の交付に関する条例及び海老名市固定資産評価審査委員会
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

押印を求める手続の見直しに伴い、所要の改正を行うため

海老名市議会政務活動費の交付に関する条例及び海老名市固定資産評価
審査委員会条例の一部を改正する条例

(海老名市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、第1号様式及び第2号様式により」を削り、「収入及び支出の報告書」を「収支報告書」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

(海老名市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 海老名市固定資産評価審査委員会条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。